

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成27年度	次回見直し予定	平成32年度
条 例 名	神奈川県地球温暖化対策推進条例				
条 例 番 号	平成21年神奈川県条例第57号	法 規 集	第5編第1章		
所 管 室 課	環境農政局環境部環境計画課				
条 例 の 概 要	事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくため、県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	県内の2012年度の温室効果ガス排出量は、1990年度比で4.6%増加しており、地球温暖化対策に引き続き取り組んでいく必要がある。本条例は、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めており、引き続き必要な条例である。			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	本条例では、地球温暖化の防止を図るための取組のみを規定しているが、国において平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」が策定されるなど、地球温暖化への適応の必要性が増しており、新たに条例への位置付けを検討する必要がある。 また、条例に基づく事業者、建築物、開発事業を対象とした温暖化対策計画書制度の運用等により、事業者、建築主、開発事業者の自主的な地球温暖化対策が促進されているが、さらに地球温暖化対策を推進していくため、運用改善等について検討していく必要がある。			計画書等届出数 （平成26年度） ・事業活動温暖化対策計画書等 638件 （平成22～26年度） ・建築物温暖化対策計画書 482件 ・特定開発事業温暖化対策計画書 68件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	温暖化対策計画書制度の実施に当たり、計画書等の提出を義務付ける対象を、温室効果ガス排出量の多い一定規模以上の事業活動、建築物、開発事業に限定し、効果的・効率的に地球温暖化対策が推進される内容となっている。			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	本条例に基づく施策は、「かながわグランドデザイン」〈基本構想〉の政策分野「エネルギー・環境」の政策の基本方向「地球温暖化対策の推進」に合致するものであり、県政の基本的な方針に適合している。			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	本条例は、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図るためのものであり、憲法、法令に抵触しない。			
	その他				
見直し結果	1 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 4 改正及び運用の改善等を検討する。 5 廃止を検討する。	理 由 等 地球温暖化への適応についての位置付けや、温暖化対策計画書制度の運用改善等について、検討が必要である。			